

○国土交通省告示第四百十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十八条第一項において準用する同法第八条第三項の規定に基づき、遊戯施設の維持保全に関する準則又は計画の作成に関し必要な指針を次のように定める。

令和四年三月三十一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

遊戯施設の維持保全に関する準則又は計画の作成に関し必要な指針

## 第一 総則

1 建築基準法（以下「法」という。）第八十八条第一項において準用する法第八条第二項第一号の政令で定める昇降機等のうち、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十八条第二項第二号又は第三号に掲げる遊戯施設（以下単に「遊戯施設」という。）の維持保全に関する準則（以下「準則」という。）又は遊戯施設の維持保全に関する計画（以下「計画」という。）は、遊戯施設の構造及び設備を常時適法な状態に維持するため、この指針に従って作成するものとする。

2 準則は、遊戯施設について計画を作成する権限を有する者が複数ある場合において、計画相互の整合性を確保する必要があると認められるときに、それらの者の合意により当該遊戯施設又はその

部分について作成するものとする。

3 計画は、遊戯施設の維持保全を行う上で採るべき措置を定める必要があると認められる場合において、当該遊戯施設の所有者又は管理者が当該遊戯施設又はその部分について作成するものとする。

## 第二 準則に定めるべき事項

準則には、第三各号に掲げる事項のうち計画相互の整合性を確保する上で必要であると認められる事項を定めるものとする。

## 第三 計画に定めるべき事項

1 計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 遊戯施設の名称及び維持保全関係者（遊戯施設の所有者、管理者、維持保全管理者（維持保全業務を管理する者をいう。）及び維持保全技術者（維持保全業務を行う技術者をいう。）をいう。次号において同じ。）の氏名（法人にあっては、その名称）又は役職等に関する事項

二 維持保全の実施体制及び維持保全関係者の責任範囲に関する事項

三 点検及び定期検査（法第八十八条第一項において準用する法第十二条第三項に規定する検査をいう。）の項目、時期、実施者、判断基準、結果の報告等に関する事項

四 修繕工事及び部品交換の実施に関する事項

- 五 不具合発生時の報告、原因究明、再発防止等に関する事項
  - 六 維持保全計画書、確認済証、竣工図、仕様書等の作成、保管等に関する事項
  - 七 遊戯施設の運行管理に関する事項
  - 八 前各号に掲げるもののほか、維持保全を行うため必要な事項
- 2 特定行政庁は、前項に規定する計画に定めるべき事項について、規則で、必要な事項を付加することができる。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。